

平成28年度から 法人税率がさらに引き下げ

注目トピックス

01 | 平成28年度から法人税率がさらに引き下げ
平成28年4月1日以後に開始される事業年度から法人税率がさらに引き下げられます。現行制度および改正後の法人税率について解説します。

特集

02 | 中小企業の少額資産特例の適用対象が縮減
取得価額30万円未満の少額減価償却資産の全額を損金算入できる少額資産特例の適用対象が縮減されます。縮減の内容や今後の中小企業税制の行方について考えます。

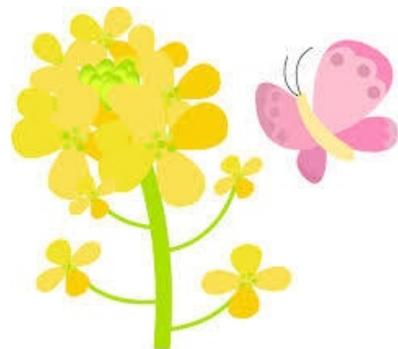
03 | 財務諸表分析～安全性分析編～

自社の決算書を分析することは経営者として非常に重要な役割です。短期的に倒産する懸念がないかどうかなどを分析するための安全性分析について解説します。

話題のビジネス書をナメ読み

**04 | A4 1枚で「いま、やるべきこと」に
気づく なかつか日報 (経済界)**

本書は従来社員に行っている日報と異なる自分のための日報を勧めています。読み返し、発見し、行動を変えるビジネス向上の最高のツールとして日報を活用することで、確実に日々の仕事をよりよいものにすることができます。



平成 28 年度から法人税率がさらに引き下げ

平成 28 年 4 月 1 日以後に開始される事業年度から法人税率がさらに引き下げられます。現行制度および改正後の法人税率について解説します。

はじめに

平成 28 年 4 月 1 日以後に開始される事業年度から法人税率がさらに引き下げられます。現行制度および改正後の法人税率について解説します。

現行制度の概要

現行の法人税率の税率は、法人の種類と課税所得金額の区分に応じて、それぞれ次のようになっています。

区 分		税 率
1. 普通法人 中小法人を除く		23.9%
2. 中小法人 一般社団法人 人格のない社団	年 800 万円以下の金額	15%
	年 800 万円超の金額	23.9%
3. 公益法人 協同組合 特定医療法人	年 800 万円以下の金額	15%
	年 800 万円超の金額	19%

中小法人とは以下に該当する法人のことです。

1. 資本金の額または出資金の額が 1 億円以下の法人
2. 資本または出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の法人

※中小法人については他にもいくつかの条件があり、上記は主だったものを紹介しています

改正の内容

平成 27 年度に引き続き、平成 28 年度においても税率の更なる引下げを行って経済の好循環を後押しする観点から、法人税率の税率が、上記表の①および②の区分の各法人について、次のように改正されることとなりました。

※③の区分の法人については、改正がありません

区 分		改正後	
		28 年度～	30 年度～
1. 普通法人 中小法人を除く		23.4%	23.2%
2. 中小法人 一般社団法人 人格のない社団	年 800 万円 以下の金額	15%	15%
	年 800 万円 超の金額	23.4%	23.2%

(注) 28 年度とは、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度、30 年度とは、平成 30 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度をいいます。

上記の改正は、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度については、現行制度の税率によることになっています。

つまり、3 月決算法人の場合、今年の 4 月 1 日から開始される事業年度から適用されることとなります。

課税所得が年 800 万円以下の中小法人には影響がありませんが、年 800 万円を超える課税所得を稼ぐ中小法人は法人税率引下げの恩恵を受けることとなります。

自社に適用される法人税率についてのご質問は、当事務所までお問い合わせください。

中小企業の少額資産 特例の適用対象が縮減

取得価額 30 万円未満の少額減価償却資産の全額を損金算入できる少額資産特例の適用対象が縮減されます。ここでは、縮減の内容や今後の中小企業税制の行方について考えます。

はじめに

取得価額 30 万円未満の少額減価償却資産の全額を損金算入できる少額資産特例の適用対象が縮減されます。ここでは、縮減の内容や今後の中小企業税制の行方について考えます。

平成 28 年度税制改正での改正内容

平成 28 年度税制改正において「中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」の適用期限が 2 年（平成 30 年 3 月 31 日まで）延長されたうえで、現行の適用対象である「資本金 1 億円以下の法人」の要件に「常時使用する従業員の数が 1,000 人以下」であることが加えられます。

この「常時使用する従業員」には、正社員のみならず非正規社員も含まれる予定です。

この特例は、中小企業者を対象として、損金経理を要件に取得価額 30 万円未満の少額減価償却資産の全額を損金に算入できるもの（1 事業年度 300 万円が上限）です。

そもそもこの特例は、中小企業の償却事務負担を簡素化し、事務負担の軽減を趣旨として創設されたものです。

この趣旨を踏まえ、資本金 1 億円以下の中小法人であったとしても常時使用する従業員の数が 1,000 人を超える規模であれば事務負担に配慮する必要がないとの理由から改正に至ったものと考えられます。

一般的な中小企業の規模からすると、常時従業員の数が 1,000 人を超えることは想定されないため、この改正の影響は限定的であると考えられます。

中小企業税制の方向性

影響は限定的とはいえ中小企業税制の代表格でもある少

額減価償却資産の特例では適用対象法人である中小企業者の範囲について見直しが行われました。

従来から、中小企業税制については、資本金 1 億円以下の法人に対して一律に同一の制度を適用していることが妥当なのか、といった課題があり、今後見直しの検討が進められる可能性は非常に高いと考えられます。

年間 800 万円までの支出額全額を損金に算入することを認める交際費課税の特例、欠損金が生じた場合に前年度に支払った法人税を繰戻して還付できる繰戻還付制度などは現行制度の見直しがなく適用期限が 2 年間延長されました。

しかし少額減価償却資産の特例や雇用促進税制は平成 28 年度税制改正において適用対象法人が縮小されています。

中小法人のうち 7 割が赤字法人であって一部の黒字法人に税負担が偏っていることや、大法人と中小法人の制度格差が拡大しており、中小法人が大法人へと成長していく意欲を損ねかねないことなどを踏まえ、中小法人向けの制度全般にわたり、各制度の趣旨や経緯を勘案しながら、引き続き、幅広い観点から検討をする旨が自民党・公明党からも発表されています。

今後の税制改正でさらなる適用対象法人の見直しも十分考えられる状況ですので、注意が必要です。

中小企業税制の現状や今後の行方についてのご相談は、当事務所までお気軽にお問合せください。

財務諸表分析

～安全性分析編～

自社の決算書进行分析することは経営者として非常に重要な役割です。ここでは、短期的に倒産する懸念がないかどうかなどを分析するための安全性分析について解説します。

はじめに

自社の決算書进行分析することは経営者として非常に重要な役割です。ここでは、短期的に倒産する懸念がないかどうかなどを分析するための安全性分析について解説します。

「負債」と「純資産」

会社を経営していく上で重要なことがあります。それは負債と純資産の違いを知ることです。資産をまかなっているお金のうち、将来のいずれかの時点で返済の義務があるのが「負債」です。

一方、「純資産」は株主から預かっているものですが、会社を解散でもしない限り返済の義務はありません。なぜ、このことが重要かというと、企業というものは負債が返済できなくなって倒産するからです。純資産が返済できなくなって潰れるということはありません。

負債の割合を考える上で大切な指標を順に説明していきます。まず、「自己資本比率」です。資産をまかなっているお金のうち返済する義務のない純資産が占める割合のことを「自己資本比率」といいます。

自己資本比率

あくまで一般論ですが、設備などの固定資産を多く必要とする業種では20%以上、棚卸資産などの流動資産が多い業種では15%以上が安全性の目安となります。

10%以下ならどんな業種であっても注意が必要な状況です。

$$\text{自己資本比率 (\%)} = \text{純資産} \div \text{資産} \times 100$$

次の指標は「流動比率」です。「企業は負債が返済できなくなって倒産する」と書きましたが、正確には流動負債が

返済できなくなって倒産します。負債は将来のある時点で必ず返済義務のある資産ですが、その中で流動負債は「1年以内に」返済義務のあるお金です。

ちなみに1年を超えるものは「固定負債」です。その流動負債を返済する原資として、とにかく流動資産が流動負債よりも多いかどうか見るのです。流動負債も流動資産も貸借対照表に載っていますから、1秒で確認することができます。

流動資産が流動負債よりも多くあれば、当面は資金繰りに困らないのではないかと考えることができます。

流動資産が流動負債よりも多い、つまり100%以上あるかどうかが大切で、この流動資産を流動比率で割った比率のことを「流動比率」といいます。

流動比率 = 流動資産 / 流動負債

一般的には、120%程度あれば、当面の資金繰りには困らないといわれています。ただし、これもあくまで一般論で、各企業の資金繰り状況や業種によっても大きな違いが出てきます。

$$\text{流動比率 (\%)} = \text{流動資産} \div \text{流動負債} \times 100$$

また、当座比率についてもチェックしてみてください。90%以上であれば、短期的な安全に問題が無いといえるレベルです。

$$\text{当座比率 (\%)} = \text{当座資産} \div \text{流動負債} \times 100$$

自社の安全性分析についてのご質問は、当事務所までお気軽にお問合せください。

A4 1枚で「いま、やるべきこと」 に気づく なかつか日報 中司 祉岐 著

単行本：250 ページ
出版：経済界
価格：1,400 円（税別）

はじめに

本書は従来社員に行っている日報と異なる自分のための日報を勧めています。読み返し、発見し、行動を変えるビジネス向上の最高のツールとして日報を活用することで、確実に日々の仕事をよりよいものにすることができるでしょう。

それでは、著者が定義する日報とはどのようなものなのでしょうか。

私がこの本でお勧めしたい日報とは、そんな他人に見せるために義務で書く日報ではありません。また、部下の行動をチェックするための日報でもありません。それらには何の価値もないと断言します。時間のムダと言ってもいいでしょう。

本書で推奨される日報は自分を向上させ、成果に結びつけさせる「自分のため」に書く日報を指します。

ビジネスの基本は「間違い」に気付くこと

本書の事例では、ある中小企業の業績低迷に伴って、経営者が部下からの日報をよく読みなおした結果、スタッフの営業時間の6割が移動に取られていたことが分かりました。

今までもそうだから、これまで問題がなかったからという理由で見えてこないものはあります。「自分の会社だから」といって、本当の姿をよく理解しているとは限らないということです。

そのため、どこにムダがあり、何を改善したらいいかなどが分からず、マネジメント層の当てずっぽうになりがちだと著者は指摘しています。日々の単なる報告書としての日報ではなく、「自分が向上するための日報」を積み重ねることでより明確に真実が見え、改善点も見えてきます。

日々の数字に疑問を抱く

嫌な数字にこそ向き合うべきで、目を反らすと近い将来に

自分が損をすることになります。つまり、嫌な数字と向き合うことが重要です。

ベストな発想は「差し迫った課題」として捉えることです。「この数字は、自分に、一番重要な課題を与えてくれた」そう考えを切り替えれば、その瞬間から「役立つ数字」に早変わりします。



魅力ある商品の招待が分かる

商品は思いつきで作ってもギャンブルのようになってしまいます。あくまでも客観的なデータを基に作らなければなりません。これは、分かっているがなかなかできないことです。

誰に、何を、どのように売るか？というシンプルに考え、特に対象を定めるために日報は有効です。ここが明確でなければ商品も販売戦略も定まらないからです。

会社で義務となっている日報でも売上報告などの項目はありますが、日報のフォーマットを商品づくりのためのデータ収集を目的とすることで、良い情報が取れ、しかも日々振り返ることで行動に落ちることから営業活動の質も向上していくことでしょう。

理性型と感性型

筆者は人のタイプを理性型と感性型で分け、日報のフォーマットを変えるべきだと解説しています。単なる報告書で日報を終わらせるのではなく、紹介されている様々な業種のサンプルを参考にしながら、自分や部下、更には自社を成長させる取り組みとして導入されてはいかがでしょうか。